

令和 8 年度

国営土地改良事業地区調査
鬼怒川中部地区緊急防災等工事計画書（案）
補足検討業務

特 別 仕 様 書
（当初）

第1章 総 則

(適用範囲)

第 1-1 条

令和 8 年度国営土地改良事業地区調査鬼怒川中部地区緊急防災等工事計画書（案）補足検討業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1-2 条

本業務は、国営土地改良事業地区調査鬼怒川中部地区の一環として、河川協議資料の修正、過年度に作成した緊急防災工事等工事計画書（案）の修正及び更新、緊急防災等工事計画書関連資料の修正及び更新、リーフレットの作成等を行うものである。

(場 所)

第 1-3 条

本業務において対象となる地域は、栃木県宇都宮市他 2 市 4 町で、別添平面図に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第 1-4 条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第 1-5 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 作業に従事する技術者は、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不振を招かないよう十分注意するものとする。
- (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- (5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接

に行い、安全かつ効率的に実施出来るよう配慮しなければならない。

(管理技術者)

第 1-6 条

管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
		農業－農村地域計画
		農業－農村地域・資源計画
	農 業	農 業 土 木
		農業農村工学
		農村地域計画
		農村地域・資源計画
博士	当該業務に該当する 技術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農 業 土 木	

(照査技術者)

第 1-7 条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
		農業－農村地域計画
		農業－農村地域・資源計画
	農 業	農 業 土 木
		農業農村工学
		農村地域計画
		農村地域・資源計画
博士	当該業務に該当する 技術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農 業 土 木	

- (2) 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目は、別途指示する。
- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1-8 条

担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-9 条

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。
- なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象として、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険の加入)

第 1-10 条

受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの要求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2-1 条

この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

図 書 名	制定(改訂) 年月	発 行 所
国営土地改良事業調査計画マニュアル	平成 5 年 3 月	(社)農業土木事業協会
土地改良事業計画作成便覧	平成 15 年 8 月	(株)地球社

(作業条件)

第 2-2 条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(参考図書)

第 2-3 条

本業務の参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるものとする。

(貸与資料等)

第 2-4 条

貸与資料は、別表のとおりである。

また、別表以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2-5 条

第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 共通仕様書第 2-1 条以外の図書で参考図書を適用することを希望する場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、その参考図書については、作業時点の最新版を用いることとする。

- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 作業内容

(作業項目及び作業数量)

第 3-1 条

本業務における作業項目及び作業数量は、別紙－1「作業項目内訳表」に示すとおりである。

(作業の留意点)

第 3-2 条

業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 第 2-1 条、第 2-2 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が所有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (2) 総合的な考察及び判定は、相当の技術を有する技術者により、現況を十分把握のうえ行う。

(技術提案の履行)

第 3-3 条

技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1－11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。

なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。

第 4 章 打合せ

(打 合 せ)

第 4-1 条

共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

(1) 打合せ時期

- 初 回 作業着手の段階
- 第 2 回 中間打合せ（審査を踏まえた緊急耐震工事計画書（案）更新段階）
- 第 3 回 中間打合せ（想定問及び事前評価資料の更新段階）
- 第 4 回 中間打合せ（リーフレットの作成段階）
- 最 終 回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

(2) 打合せ場所

原則 WEB 会議方式による。

第 5 章 成果物

(成 果 物)

第 5-1 条

成果物を共通仕様書第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD－R 若しくはDVD－R）正副 2 部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途 1 部を提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

（成果物の提出先）

第 5-2 条

成果物の提出先は、以下のとおりとする。

栃木県宇都宮市中央 2 - 1 - 1 6 栃木県拠点 別館 2 階

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所 鬼怒川支所

第 6 章 契約変更

（契約変更）

第 6-1 条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 2 章に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- (7) その他重要な変更が生じた場合。

第 7 章 定めなき事項

（定めなき事項）

第 7-1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。